

### 議事日程第3号

平成24年3月8日（木曜日） 午前9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の委員会付託 10件

議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について

議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第17号 御嵩町基金条例の制定について

議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定について

議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案の審議及び採決 5件

議案第10号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第11号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第13号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について

---

### 出席議員（12名）

議長 谷口鈴男	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 加藤保郎	8番 伊崎公介	9番 植松康祐
10番 大沢まり子	11番 岡本隆子	12番 佐谷時繁

### 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	竹内正康
教育長	丹羽一仁	総務部長	鍵谷昌孝
民生部長	瀬瀬久美	建設部長	松岡学一
教育担当参事	安藤信治	企画調整 担当参事	三輪康典
総務課長	田中康文	企画課長	加藤暢彦
まちづくり課長	奥村悟	税務課長	佐久間英明
住民環境課長	寺本公行	保険長寿課長	山田徹
福祉課長	若尾要司	農林課長	植松和徳
上下水道課長	亀井孝年	建設課長	伊左次一郎
会計管理者	藤木伸治	学校教育課長	田中秀典
生涯学習課長	玉木幸治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺謙二	議会事務局 書記	渡辺一直
--------	------	-------------	------

## 開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ここで、山田保険長寿課長より発言を求められておりますので、これを許します。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

おはようございます。

お許しをいただきましたので、さきの定例会第1日に上程いたしました、議案第13号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）の中で、事項別明細書の数値に誤りがありましたので、その訂正につきまして御説明申し上げます。

昨日の全員協議会において御説明をさせていただきましたように、歳出に係る財源内訳の部分に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

関係ページは補正予算書の中、6ページ及び10ページ、詳細内容につきましては、昨日の説明のとおりでございますが、款01総務費の補正額の財源内訳に誤りがあり、訂正をさせていただくものです。

今回の誤りにつきましては、補正予算計上の際の財源充当漏れやチェックミスが原因であります。まことに申しわけございませんでした。今後は十分に気をつけ、数値の誤りのない事務に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 安藤雅子さん、5番 柳生千明君の2名を指名します。

---

## 議案の委員会付託

**議長（谷口鈴男君）**

日程第2、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています、議案第4号から議案第9号及び議案第17号、議案第20号、議案第22号、議案第23号の合わせて10件について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

予算書の歳出の消防費、87ページですけれども、防災費の報償費として50万円、謝礼ということで上がっておりますけれども、この50万円についてお伺いいたしますが、これは上之郷農協についての予算と伺っていますけど、間違いありませんでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

総務課長 田中康文君。

**総務課長（田中康文君）**

大沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

87ページの防災費の報償費の50万円につきましては、委員会等で御説明をさせていただいたとおりでございますが、めぐみの農協の旧上之郷支店の土地・建物につきましては、めぐみの農協のほうから正式に、御嵩町に買い取りの申し出がありました。正式な申し出がありましたので、この建物を含めまして、町として有効活用が可能かどうか十分検討を行いまして回答する必要があります。結論を出すに当たりまして、費用をなるべくかけないで精査を行うため、専門家による簡易な調査をお願いしたいというふうに考えております。

今回の予算につきましては、土地等を有効活用する場合の概算の費用等、判断できるまでの簡易な調査を専門家に依頼するための謝礼であります。予算の範囲内でなるべく安く実施をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

なお、調査の結果を踏まえた中で、土地・建物の活用につきましては、地元住民を初め町議会の皆様方にも意見を聞いた中で結論を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いします。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

正式に申し出られたということで、買い取っていただけないかというお話があったということですが、御嵩町としては、この50万、低い金額といえは安くおさめてみえるという判断ですけれども、これが有効活用できるのであれば、買い取る意思があるという思いがあつてのこの50万円の計上であるのか。金額も関係してくると思うんですけれども、活用できるかどうかということは、あそこが今のまま使えるとか、改装して使うとか、壊して更地にして使うとか、いろいろな方法があると思うんですけれども、本当にこの50万円でそこまで調べて回答できるのかというのが少し疑問でありますし、買い取る意思が、農協さんもあそこを、今回古いということもあると思うんですけれども、あそこを置いて違うところに建てかえてみえるわけですので、あそこを更地にするなり、建物もかなり年数がたっていますので、するなりという、農協さんのほうでやるべきことだと思うんですけど、そういったことから、更地にするのにもかなりの金額がかかってきます。あのまま使うというのは、農協さんも使い続けられないという判断で建てかえられたと思いますので、そういった意味からも、この50万円を計上するというのは、ただ単に正式な申し出があつたがためのこちらの対応として調査をするという意味でしょうか。そこを教えていただきたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

予算を組みますときに、私、50万なんて金額を組む必要ないと。のし袋に入れたお礼程度で済む調査にしたいと。といいますのは、多分議員の皆さんでも、すべてを見られて、もうだめだとか、まだいけるとか、そういう判断はできないと思います。私自身も、見てはきましたけれど、完全にいいという決断をするわけにはいかなかったという状態です。それは専門家にお聞きして、これが例えば耐震補強工事をすれば何とか物になるのかならないのか、そんな相談事をしたいということで、そういう場合には謝礼ということになってくるとは思いますけれど、課長が言いましたように、もう一歩前の段階で、検討に値するのかもしれないのかということの判断材料が欲しいと。それは専門家に意見を聞きたいという意味での予算計上をさせていただいたと。当然それ以降、いけるといふことであれば、また皆さんと相談しながら予算計上を別にしていかなきゃいけないと思いますけれど、専門家のお話を聞いて、これはちょっとあんまりお金をかけてももったいないですよというような話になれば、当然そこで終わりというふうに

は考えておりますので、とても50万円なんていう金額を使うつもりは、はなからありません。  
数万円で済ませたいなというようなことで、予算計上をとりあえずしたということでもあります。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

もう一度だけお伺いいたします。

微々たる金額かもしれませんが、この調査をしていただくということで、専門家の方  
にさせていただくんですけれども、例えば使える場合は何に使っていかうとかいう目的があって  
調査するのではなくて、使えるなら何かにしようというような考えだと、私としましてもちよ  
っと、少額ではありますけれども、認めにくい金額ではないかなというふうに考えております  
けれども、どうでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

当初は、完全に更地にされる予定であったようです。更地にした状態で町に買い取りはどう  
なんだろうというお話でありました。今でも、そういう条件を出せば、当然更地にされると思  
います。

あと、土地だけを買うにしても、目的がなければ買う意味がありません。むしろJAのほう  
で宅地開発でもしていただいて、何軒か建て売りでもやっていただければ人口もふえるとい  
うこともありますので、そういうことも含めて考えていかなければいけない。まず、更地で買  
うということはある得ない話だろうなということは、内々には一番最初、話に出てきたときには  
申し上げております。

ただ、昨年も見に行っていただけたわけですが、ボランティアセンター等々が必要である  
ということは皆さん認識をされたと思います。七ヶ浜のボランティアセンターというのは、屋根  
つきのゲートボール場なんですよ。私、一番最初に入ったときに思ったのが、これを平常の  
状態で予算計上を御嵩町議会にして、屋根つきのゲートボール場をつくれますよと言ったら必  
ず反対されるだろうなということは思ったんですけど、あれがあって非常に救われたとい  
うこともおっしゃって見えますので、御嵩の条件として、もしボランティアセンターとして利用  
するならば、一番西のほう、伏見の端っこのほうか、東、いわゆる地下に空洞のないところにボ  
ランティアセンターというのは構えておかなければいけないんじゃないかという思いはありま  
したので、条件としては、建物が耐震補強するに値するものであるかというのが一番基本にな

るのではないのかなということを考え、正式な要請として来ましたので、それにこたえるために、ある程度根拠を持ってこたえたいということで、専門家の意見を何人かで見させていただいて、その上で判断をします。お金をかけるまでもないよということになれば、それは返事は1つしかありませんので、全く今は白紙といいますか、可能性があるとしたら、そういう使い方ぐらいしかないなということは認識はしておりますので、今後の結論を出すについての多少の経費を見ていただきたいということでもあります。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

予算書89ページ、教育費ですが、このところの事務局費の01番報酬ですね。報酬の一番下、非常勤講師報酬で883万2,000円、そして先回の説明では04番の共済費の職員共済組合負担金889万9,000円の中の151万円が、今回少人数学級、低学年ということで、2年生まで追加されると。ただし、これは1年生は該当しないので2年生の1クラスになるということで、2名分だったのが1名分で済むということだったんですけれども、2年前から1年生が少人数学級になりました。私も、昨年3月だったと思いますが、教育長に質問させていただいて、非常にいい学校運営がなされてきているというようにお聞きしたわけです。ところが、特に小学生の場合が強いでしょうけれども、1年生と2年生というのは相当の違いがあると思うんです。1年生は4月に入ってきて、本当に大人数の中で学んでいかなきゃならんということに抵抗感があるかもしれませんが、2年生というのはもう1年間、小学校で過ごしてきたと。

それともう1つ、ちょっとお聞きしておきたいのは、1年生を少人数学級でやって、2年生で少人数学級でなれて、これでもう2年生になったら大人数、大人数といっても30人から35人ということですから、私らのときに比べたら相当の少人数だと思うんですが、その辺のところをしっかりと、2年生になったらやっぱり大人数じゃいかん、まだ少人数学級でならないのか、そのところをしっかりと調査されたのか、あるいは現場の声ですね。先生たちが、やっぱりこれは2年生もやらんとどうにもならんと言われるのか、そういうところをちょっとどのように調査されたのか。本当にこれじゃあ無理だということになって、6年生から中学3年まで少人数学級でなきゃならんということになれば相当の経費がかかってしまうわけですが、その辺のところの、まずしっかりと調査されたのか、そして現場の意見はどうなのか、今後はどうしていくのか、そういうこともはっきりしていただきたいと思いますが、このところはいかがでしょう。

## 議長（谷口鈴男君）

学校教育課長 田中秀典君。

## 学校教育課長（田中秀典君）

伊崎議員の御質問にお答えをいたします。

まず第1点目の880万、2名分というところですが、この議員が御質問されたことにつきましては、30人未満学級における我々の課題の一つでございました。それは、学年の学級編制につきましては、児童数により学級数が決まってくることから、年度末のぎりぎりにならないとはっきりしてこないということがございました。

具体的なケースにつきまして御説明いたします。

平成24年度の新1年生は、年末の予算編成時74名でございました。年度末まで、増減なく74名で推移していけば、県の学級編制基準の1学級35人から3学級となり、自動的に30人未満学級となりますということでございます。そうしますと、町費負担講師は必要ございません。しかし、予算編成時74人の児童数が減して70人となった場合は、県の基準では35人の2学級となり、1学級を30人未満学級とするため、町費負担講師を採用して1学級ふやす必要が生じてきます。こういった児童数の増減に対応できるように、第1学年、第2学年の講師報酬2名分を予算計上させていただきました。そのあたりを御理解いただきたいと思います。

続きまして、次の30人未満学級の基本的なことだと思っておりますけれども、当初、平成22年から始まりました、この30人未満学級。もともと低学年、小学校1、2年生を対象に、30人未満学級を実施しようという教育委員会の考えでございました。当時、この30人未満学級を実施しようしますと、県の許可が必要でございました。それで、県の基本的な考え方としまして、学級増に対応する講師は県費負担の講師でしかいけないというような制限がございました。といいますのは、学校の教員数というのはクラス数に応じて教育が配属されてきます。それプラス、この御嵩小学校につきましては、算数の少人数加配というのが2名来ておまして、この加配の本来は算数を教えてなければならない先生を担任教師に持っていくということで、1学年を対象に実施してきております。といいますのは、この加配の2名を使ってしまいますと学校経営ができなくなってくるというような状況になりますものですから、まずは1学年を対象として30人未満学級を実施してまいりました。それが、今年度から県の30人未満学級に対する考え方が、これ委員会協議会でも説明しましたが、学級担任は県の県費負担講師でなくてはいけないという制限がとれたものですから、学校と相談の上、1、2年を対象として少人数学級を実施していきたいという話の中でも、学校としては担任を町費負担で実施すれば何ら問題ないというような状況でございました。というようなことでございます。

それと、この30人未満学級に対する評価につきましても、御嵩小学校のほうで、この2月に

1年生を対象の保護者に対しまして実施しました。それで、2つのポイントでアンケート調査をいたしました。アンケート調査と学力診断の結果から報告が出てきております。

学力診断のテストの結果につきましては、昨年の伊崎議員の一般質問で教育長がお答えしたのと同様の結果になっております。国語と算数の学力診断テストを1月下旬に実施しました。全国平均よりも、この2科目について上回っておりますというような結果が出ております。

もう1点、保護者の評価というのにつきましても、ほぼ前年と同様な結果になっております。現在、1年生につきましては101名の児童がおります。そのうち、71名の保護者のほうからお答えが返ってきております。アンケートの実施方法というのは、この30人未満学級に対して、「よい」「普通」「よくない」というような3つの選択で聞いております。それで、71名中「よい」の評価が69名、「普通」の評価が2名という状況でございます。それで「よい」の69名の方の、なぜよいのかというような理由もアンケートに記入できるようになっておりまして、そのアンケートの結果をここで少し紹介させていただきたいと思っております。

30人未満学級、大変よいと思っております。細部まで先生が目が行き届いている。一番基本を身につけなくてはいけない時期なので、ずっと継続してほしいです。学習面、生活面、どちらも本当によく見てもらえて、親としてうれしいです。宿題等も判だけではなく、直していただいたり、言葉が書いてあるので、子供もとても喜んでいるというような理由とか、少人数だと一人一人に目が届き、子供へのフォローがしやすいと思っております。子供も大勢の中の1人とではなく、一人の人間として、先生に見られているという緊張感と安心感や、学校生活や私生活にもよい環境を与えられていると思っておりますということ。こういった……。

**議長（谷口鈴男君）**

学校教育課長、簡単に。

**学校教育課長（田中秀典君）**

はい、わかりました。

こういった状況の中で、当初実施しようとしてしました低学年、1、2年生を対象としまして、今回予算に2人分の計上をして、2年生まで少人数未満を実施するという方向で教育委員会としては考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

確かに、少人数学級にして悪いことはないと思っております。ただ、このところは本当に今のアンケートにもありましたけれども、小学校に入って間もないときに手厚く見ていただけるのは

ありがたいと。だから、そのところですね。どこまでが本当に小学校の始まりというか、初級段階というか、そういうところで、やっぱり1年生と2年生というものは相当な違いがあると思います、小学生自体で。そういうところをしっかりと見きわめて、こういう計画を出していただきたいというのが私の意見ですので、これに対する答弁は必要ありませんので、そのところをお伝えしておきます。

**議長（谷口鈴男君）**

教育長 丹羽一仁君。

**教育長（丹羽一仁君）**

答弁は必要はないというふうにおっしゃったところで挙手をするというのは、まことに御無礼だと思いますけれども、先ほど田中課長が申しあげましたようなことで今年度始めるわけですが、実は、前年度も2年生まで行きたかったわけですが、要するに標準法という法律がありまして、それに従って考えたときに、県費の職員でないといかんという条件がありまして、やむを得ず去年2年生はやらなかったわけですが、学校のほうの要望は、やっぱり1年生、2年生と続けていきたいという強い要望があったということは申し上げておきたいということをおもっております。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

**3番（安藤雅子君）**

E-COバスについてなんですが、予算書の41ページです。

24年度1,300万近くの予算が一般会計から計上されているわけですが、これは経過措置として、一般会計のほうから1年間出すという形で説明を受けましたけれども、全額、昨年かかりました費用とほぼ同額ですが、全額町のほうの一般会計で負担するという意味合いにとってよろしいでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

企画課長 加藤暢彦君。

**企画課長（加藤暢彦君）**

安藤議員の質問にお答えさせていただきます。

昨日の一般質問でも三輪参事のほうからお答えがありましておりでございますが、来年度におきまして、E-COバスの運行委託ということで1,319万4,000円計上させていただいております。こちらにつきましては、ふるさと雇用再生特別基金の活用によりまして、公共交通活

用型低酸素地域づくり委託事業ということで今まで補助金のほうが出ておったわけでございますが、24年度につきましては、町の一般財源を使ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

**3番（安藤雅子君）**

それにつきまして、これは私の考えなんですけど、きのうの一般質問でもお答えがありましたように、E-COバス大体20名ぐらいの利用があるというふうにお聞きしたんですが、この中のほぼ80%の方が名鉄の利用に結びついているというお答えだったと思うんですけども、80%というのはすごく率がいいんですが、ただ20名の方の利用のためにこれだけの金額を町が負担するという、例えばこれなど企業の方が利用されていることが随分多いと思うんですが、企業のほうに応分の負担をお願いするとか、そういう計画はありますでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

企画課長 加藤暢彦君。

**企画課長（加藤暢彦君）**

おっしゃるとおり、80%の方が名鉄を利用されているというようなアンケート結果もございます。今安藤議員がおっしゃいましたように、20名に対して80%ということでございましたが、20名というのは朝の通勤時間ということでございます。昼間、住宅団地も回っておりますので、そういった方々も当然駅にアクセスしておりますので、その方が名鉄を利用されるという可能性もございます。あと、朝、工業団地に行かれるということは、帰りも工業団地から来られるということもございますので、往復とかいろんなものを考えれば、もうちょっとの利用があるかというふうに思っております。

それから、企業に対しましての応分の負担でございますが、こちらにつきましては、E-COバスの導入の当初からそういったことも踏まえてということもございましたが、なかなか厳しいという状況がまず現実でございます。

今回、先日全協の折にも議員の皆様にお示しさせていただきました25年の4月からのバス再編に向けての案を企業側にもお示しをさせていただいております。企業側といいますよりも、工業団地の連絡協議会の役員会の席にお邪魔させていただきまして、バス再編についての説明をさせていただきました。その中で、有料化にもなりますよというような説明をさせていただいた中で、そういうことであれば定期券をつくっていただきたいと。定期券をつくっていただ

ければ、その定期券に対する、要は通勤手当ですね。ということ企業側のほうが出すのでというようなお話もいただいております。そういった意味からいけば、定期券をやらせていただいて、それを企業が負担していただくということになれば、企業側の応分の負担をいただけたということにもなるかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

企画調整担当参事 三輪康典君。

**企画調整担当参事（三輪康典君）**

お許しをいただきまして、若干追加をさせていただきます。

今の企業の応分の負担、課長に答弁させましたけれども、要するに私どもは、定期券の通勤手当の負担だけをもって応分の負担という考えがすべてでは当然ございませんから、経済環境等の変動に伴って、また企業がお話し合いに応じていただけるという環境が来れば、これは粘り強く交渉はしていきたいというふうに考えております。その点をつけ加えさせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

予算書38ページの19の負担金補助及び交付金の一番下の交付金のところで、国有資産等所在市町村交付金85万円の支出がありますが、ちょっと概略をお聞きしたんですが、詳細に御説明願いたいと思うんですが、よろしくお願いたします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務課長 田中康文君。

**総務課長（田中康文君）**

それでは、伊崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

国有資産等所在市町村交付金であります、今年度新規に計上させていただきましたものでございます。

内容につきましては、国や都道府県等、地方公共団体が交付金を交付する年度の前年3月31日現在で所有する固定資産のうち、使用実態が民間の所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、地方自治法で定める固定資産税のかわりに交付される交付金であります。法律では、国有資産等所在市町村交付金法で定められておまして、名前は交付金であります、算定の仕方は通常の固定資産と同じであります。算定標準額が固定

資産でいいます課税標準額の1.4%を市町村に交付するというものであります。

今回、瑞浪市のほうから御嵩町が所有しております瑞浪市日吉町の土地、鬼岩公園内でありますが、その所有地を御嵩町が賃貸をしております。その賃貸をしている土地に対しまして、国民資産等所在市町村交付金の請求をするというお話がありまして、それに基づきまして予算化をさせていただいたものであります。

**議長（谷口鈴男君）**

なお、現在は付託についての質疑でございますので、所轄の部分につきましては、それぞれの委員会のほうで協議をしていただくということで、可能な限り、所属以外の委員会の所轄に対する質問ということでやっていただくとありがたいと思いますので、お願いをいたします。

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

予算書でいいますと45ページ、一番上ですが、地区集会施設整備補助金1,012万1,000円の関係ですが、これまちづくり推進費で、担当は住民環境課のほうだと思いますが、予算書のほうが説明で大庭台が新たに集会所をつくるから、それに対する補助金が入っておるという話は聞きましたが、ピンク色の主要施策の概要の欄の14ページを見ますと、一般的なことが書いてありますが、この補助金の要綱、補助率とか限度額等については記載があるわけですが、この1,012万1,000円の内容が書いてありませんので、大庭台は新築で、恐らく世帯数も150を超えますので800万ということがわかるわけですが、あと残りはどのような明細になっているんでしょうか。その点ちょっと確認だけお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

住民環境課長 寺本公行君。

**住民環境課長（寺本公行君）**

加藤議員の質問に答えさせていただきます。

1,012万1,000円の細かい根拠につきましては、まず一番大きなものは加藤議員御指摘のとおり大庭台の新築に対する800万円でございます。それ以外のものについての提示ということで、具体的な自治会名につきましては、稲荷台、伏見台、昭和町、城町、これらの自治会に対する集会所の修繕でございます。それに対しての補助が162万1,000円でございます。さらに、昨年の補正で計上いたしました災害時における被災集会所の家屋の解体、さらには土砂の撤去に対する助成としての50万、これらを合わせたの予算計上額1,012万1,000円でございます。以上でございます。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第4号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、議案第4号につきましては総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所轄部分につきましては民生文教常任委員会で審査をしていただき、その審査結果を総務建設産業常任委員会委員長に報告をしていただきますようお願いをいたします。

---

**議長（谷口鈴男君）**

次に、議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 山口政治君。

**2番（山口政治君）**

予算書の51ページですが、特別会計なんで、多少の誤差があるかもしれないですが、8,778万2,000円とあるんですが、一番下の繰出金です。121ページの歳入のほうを見ますと8,778万1,000円となっているんですが、こういう誤差が当然生じてくるものなのでしょうか、教えてください。

**議長（谷口鈴男君）**

保険長寿課長 山田徹君。

**保険長寿課長（山田 徹君）**

山口議員の御質問にお答えいたします。

繰出金で金額を出す場合と入りの場合、一般会計から特別会計へ来る場合ですが、入りと出は、数字として入る場合につきましては端数切り捨てで参りますので、そういった関係でこの端数分が切り捨てられると。そういった関係で、出た分は端数分を切り上げて出すんですけれ

ども、入る分については切り捨てられるということですので、よろしく願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかにございませつか。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

先日の全協での説明で、23年度は繰越金が6,000万ちよつとあつたと思います。それから、基金の取り崩しも6,000万ぐらゐあつたということなんですが、ここで本年度から例の1億円、一般会計から繰り入れた分を返していくというところで、非常に苦しい国民健康保険特別会計なんです、これ私あんまり賛成したくないんですが、この状況を見てもみますと、いづれ保険料を値上げせざるを得ないのかなという状況になっていると思いますが、その辺のところをちよつと、これからの道筋を教えていただければありがたいと思いますが。

**議長（谷口鈴男君）**

保険長寿課長 山田 徹君。

**保険長寿課長（山田 徹君）**

伊崎議員の御質問にお答えいたします。

今回上程しておりますのは、平成24年度の当初予算ということで、保険料の値上げ云々につきましては、全く見込んだ部分ではございませつか。今の御質問につきましては、今後、平成24年度がスタートした中で、国民健康保険税の本算定をしまして、課税をするのが7月に当たりますけれども、それまでに御協議、検討しまして結論を得ていきたいと思つたしますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

本当に、保険長寿課長は9月の定例会の加藤議員の質問の中でも答えられておりましたけれども、この保険ですね。やっぱり非正規労働者、それからパート労働者、失業者等、非常に多い。また、60歳以上が50%を超えているというようなものですから、なるべくいい形で作上げていっていただきたいと思つたので、よろしく願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかにございませつか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第5号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

次に、議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第6号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

次に、議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第7号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は民生文教常任委員会に審査を付託すること

に決定しました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

次に、議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第8号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

次に、議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 佐谷時繁君。

**12番（佐谷時繁君）**

全員協議会でも少し述べさせていただきましたけれども、上之郷の無水地区に対するスケジュールが出ておりました。それが、同じ地域でも3年にわたるといようなことになっておりましたので、この件については善処願いたいということで申し添えておきましたけれども、ぜひそういうことを配慮していただいて、同じ地域でことしできた、私のところは3年先よといようなことのないように、ぜひ関係の方々の御努力をお願いしたいと思います。これは質問でなく提案というか、思いでありますので、よろしく御配慮願いたいと思います。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第9号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第17号 御嵩町基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第17号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第17号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第20号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第20号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は民生文教常任委員会に審査を付託すること

に決定しました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

続きまして、議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 佐谷時繁君。

**12番（佐谷時繁君）**

これも、質疑というよりも要望と言ったほうがいいと思いますが、多分御嵩町に条例とか審議会が五十数件あると思いますけれども、私は以前にも、金太郎あめのように同じ顔ぶれではいかんよということを上申したことがあります。できるだけ広く、いろんな各層から選んでいただいて、御嵩町の町民の声がそこで網羅されるような委員の構成になっていただければというふうに思っています。大変難しい問題もあると思います。こちらでお願いしてもやっていただけない、あるいは公募してもなかなか人が応募していただけないというのもありますけれども、担当部局のほうで熱意を持って対応していただきたいということを思っておりますので、これは議長、要望でありますので、お願いをいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

このみたけええもん、例えばこの条例が制定されまして認定されますと、町内が広く周知を行うためにということでもありますけれども、広くこの販売を広げていくための支援はされると思うんですけども、つくるための支援というのもいただけるんでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

まちづくり課長 奥村悟君。

**まちづくり課長（奥村 悟君）**

つくる側は生産者がやってくれまして、うちのほうの支援といたしましては、インターネット等で情報を出していくとか、それからイベント等での販売を促進していくということでもありますから、あくまでも生産者意欲の向上の中でやってくれましてということになります。

ので、よろしくお願ひいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第22号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第22号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

続きまして、議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第23号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第23号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は10時15分といたします。

午前9時57分 休憩

---

午前10時15分 再開

**議長（谷口鈴男君）**

休憩を解いて再開をいたします。

## 議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第10号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

補正予算のほうの7ページをお願いいたします。

真ん中辺にありますけれども、中公民館防災拠点施設整備事業ということで1,957万4,000円上がっておりますけれども、これは繰越明許ということなんですが、繰越明許の理由をもう一度明らかにしていただきたい、説明をしてほしいということと、それから、これは購入できるちゃんと見通しがついていっているのかということ、この2点についてお尋ねをいたします。

議長（谷口鈴男君）

生涯学習課長 玉木幸治君。

生涯学習課長（玉木幸治君）

それでは、岡本議員の質問に答えさせていただきます。

今回の繰り越し理由につきましては、本事業の土地地権者による境界立会を行ったところ、民地の土地の境界について、公図上の境界と現況の境界に誤差が生じました。この土地の地権者との民地の解決に向けた話し合い、また分筆登記、買収後による補償検討の手続等に時間がかかります。したがって、この混乱を避けるために、繰り越しをお願いするものでございます。繰り越しの後に、地権者のほうと民地の解決に向けた話し合いが12月に成立いたしまして、去る2月20日に登記上の分筆が終わりました。地権者ともお話しした結果、今現在ですが、価格等の交渉に入りつつある状況であります。また、この民地買収に前提につきまるところは、今後地権者の方の同意が得られるように努力している所存でございます。以上であります。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

地権者の方からは譲っていただけるということで、その同意は得ていることですか、今、価格交渉の段階であるということですか。ということが1点と、それから済みません、ここの面

積といますか、広さはどのぐらいのところなのか、もう1つお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

生涯学習課長 玉木幸治君。

**生涯学習課長（玉木幸治君）**

地権者の方につきましては、4名ございます。4名の地権者につきましても同意をいただいておりますので、くいの復旧後かえる予定でございます。

なお、面積につきましては500平米ほどでございます。以上であります。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

ありがとうございました。

もう1つ質問をさせていただきます。40ページをお開きください。

土木費、道路橋梁費の節の17の公有財産購入費で6,900万1,000円が上がっております。これは、以前の説明によりますと、土地開発基金より買い戻したということで、6,837万4,000円分が土地開発公社基金からの買い戻しで24筆だということなんですけれども、これは、まず何のために買い戻しをするのか。それから、これを買い戻して何かにする目的があるのか。それから、これは土地開発公社のほうですが、これ幾らで買っている土地なのかということをお伺いします。

それから、今のこれは実際の価格としては幾らぐらいのものなのか。それから、この24筆ですけれども、できればここでその場所など、明らかにしていただけるとありがたいと思います。

**議長（谷口鈴男君）**

総務課長 田中康文君。

**総務課長（田中康文君）**

それでは、岡本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の土地、公有財産購入費でございますが、土地開発基金から6,837万4,000円ということで、基金から一般会計が買い戻すということで予算の計上をさせていただいたものであります。

土地の価格につきましては、評価額というか、購入額でありますので、当時用地を購入した価格で一般会計のほうへ買い戻すということであります。なお、評価等を行っておりませんので、実際の価格が幾らかというのはわからないんですが、地価的にはかなり下がっているというふうに考えております。

あと、今回の土地でございますが、本来ですと行政目的として使う場合に一般会計のほうで

買い戻すんですが、今回の土地につきましては、余剰地とか残地等、行政財産としては使いにくい土地なんですが、基金で持っていて処理ができないと、そのまま残ってしまいますので、今回基金条例の見直しの中で、土地開発基金の金額の見直しとあわせて保有土地の買い戻しをさせていただくものであります。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

これ24筆だというふうに伺っておりますけれども、この場所というのは明らかにさせていただきますか、きょう採決もありますので。

議長（谷口鈴男君）

総務課長 田中康文君。

総務課長（田中康文君）

済みません。筆の細かな明細はちょっと今手元に持っておりませんので、少し時間をいただいで。

議長（谷口鈴男君）

暫時休憩をいたします。

午前10時22分 休憩

---

午前10時33分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

総務課長 田中康文君。

総務課長（田中康文君）

お待たせをいたしました。

ここで、御質問のありました土地につきまして、資料を提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

はい、それでは事務局のほうで資料を配付させます。

その後、説明をしていただく、こういう手続をとります。よろしく願いいたします。

[資料配付]

ただいま資料が配付されましたので、この資料に関して、総務課長 田中康文君、説明をお

願いたします。

**総務課長（田中康文君）**

それでは、説明をさせていただきます。

お手元に配付をさせていただきました土地開発公社基金の所有地明細でございます。すべてで24筆ということでございますが、面積が3,519.51平米、金額が6,837万3,114円ということでございます。それぞれ、道路改良等の工事に伴い取得しました基金の土地でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

ちょっとこれを見ただけではなかなかわかりませんが、このこういう土地というのは、将来的にポケットパークとか、何かそういったものに利用し、先ほどのお話ですと、行政目的として使うのであるけれども、なかなか使いづらいと。でも、これ将来的にポケットパークとか、何かになるということで、一般財源のほうで買い取りということでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

総務課長 田中康文君。

**総務課長（田中康文君）**

現在、この土地につきましては、土地の形状からして何かに活用できるという形のものではありません。余剰地等でありますので、今後そういう使い方ができるかどうかは検討していかなければいけないと思いますが、今のところそういう予定があるということではございません。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

そうしますと、先ほど言われたように、基金で持っていても利用しにくいということなんです。これ買い戻しても非常に利用しにくいというものです。そうしますと、この補正予算で買い取らなければいけないという理由がもう一つよくわからないんですけれども、もうちょっとそのところで説得力のある御説明をいただければありがたいと思います。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

2期目以降の方は、取り組みは御存じだと思いますけれど、特に南山環状線あたりは土地が残っておりました。私、議員の当時に、柳川町長には少々安くなっても早く処分すべきだということは進言してきたわけですが、果たされずにそのまま2割安くなった、3割安くなったという状態で、行政としてはもとを引きたいというのがありまして対応されなかった。前4年間任期をいただきましたときに、処分できるものについては処分をしまいいりました。簿価、当時の買い取り価格で一般会計へ買い戻した形で、今度処分する際には通常の今の相場に合った価格で買い取っていただきたい。例えばフジカケミタケの南であるとか、急行軒、床屋さんの北側の土地だとか、ああいうものは処分してきました。使えるということで買い手もついたということではありますが、最後に残ったのが、この6,800万円分の余剰地だということでもあります。もともと、早く隣に買ってほしいとか、いろんなことをすれば、少々安くても処分すれば何とかあったという土地もあったかもしれませんけれど、今のこの状況では、一般会計でもって、少なくとも利用できるものは利用したいとは思いますが、現状を見る限りそれほど利用価値はない。

ここで問題になるのが、土地開発基金の総額ということになってきます。土地開発基金については、条例上、現在の条例は4億5,000万という数字になっています。現金が3億9,000万と、この6,800万という土地代が入った上で4億5,000万をクリアしているということにはなっておりますが、実勢価格からいいますと、条例上金額が指定してあるのは、この土地開発基金と保険関係ですね。300万と国保の高額医療費のための300万円というものが、御嵩町の数ある基金の中でも金額が書いてあるのがこの2つだけです。現状は、むしろ簿価で計算した場合は4億5,000万はクリアしておりますけれど、少なくとも実勢価格を入れた場合には4億5,000万はクリアできていないと。また、3億9,000万にしましても、今現金を持っているわけですが、そうした4年間で土地を一般会計で簿価で買い戻して処分してきたから、3億9,000万という現金が現在あると。これで、最後のこうした余剰地等々の処分になってくるかと思えますけれど、今後、委員会付託されました基金条例の中で、また土地開発基金の総額については、金額を変える準備をしておりますけれど、これは平成23年度、最終の補正予算ということになりますけれど、そこで対応していくと。6,800万については、きのう伊崎議員がちょっと勘違いされて言っておられましたけど、今回財政調整基金に積み増す予定のお金で買い戻すということにしております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

もう1つ教えてほしいんですが、こういう使いづらい土地というのは、近所の方といますか、自分のところの隣の土地だから、子供のために一緒に購入しておこうとか、裏にもうちょっと駐車場分をふやそうとか、そういうことで買い取っていただくようなことかなとは思いますが、なかなかほかに使い道がないということですから、そういうふうに取り取っていただくようにするには、土地開発基金が持っていたほうがいいのか、一般の行政財産として一般会計のほうで持っていたほうがいいのか、それはどちらなんですか。

**議長（谷口鈴男君）**

総務課長 田中康文君。

**総務課長（田中康文君）**

土地を処分する場合には、当然一般会計で買い戻してからでないといけないので、一般会計のほうで持っていたほうが、そういう話がついたときにはすぐ処分ができるというふうに考えております。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

そして、これ持っていた土地が、一応積極的に多少安くても売っていきこうというお気持ちがあるのかということも、もう1つお尋ねします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務課長 田中康文君。

**総務課長（田中康文君）**

先ほども町長のほうからお話がありましたように、地価は下がっているんですが、少しでも有効活用していただけるように、処分ができるものは処分をしていきたいというふうに考えております。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

12番 佐谷時繁君。

**12番（佐谷時繁君）**

予算書の41ページ、土木費のところを見ていただきたいんですが、目の06の地籍調査費なんですけれども、819万4,000円というものが補正としてマイナスで出ているわけです。これずっと見ますと、地籍調査委託料が771万7,000円という、これが約94%占めていると思いますけ

れども、これは何らかの大きな理由があったんだと思いますけれども、そのところを教えてくださいいただければと思います。

**議長（谷口鈴男君）**

建設課長 伊左次一郎君。

**建設課長（伊左次一郎君）**

では、佐谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

当初、これは国からの交付金を当て込んでおりました。国のほうはできるだけ早く地籍調査を進めてほしいということでありましたが、当初町のほうが要望しておりました交付金額の交付がございませんでしたので、大幅な減ということになっておりますので、御理解をお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

予算書の22ページ、財産収入、財産運用収入の関係と、27ページの基金の関係でございます。重箱の隅をつつくように少額な関係ですが、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

1つは教育振興基金の関係、それとふるさとみたけ応援基金の関係であります。

両方の基金条例を持っておりまして、見ますと、基金に属する現金は金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないと。その次に、基金の運用益の処理ということで、基金の運用から生じた収益は一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとするということで、ふるさとみたけ応援寄附金条例と教育振興基金条例、ともに同様の文言で書いてあって、それぞれ基金の管理がうたわれております。お互いに基金、教育振興基金につきましては、昨年度末、出納閉鎖期間後ですが、残高が114万9,000円ほど、それからふるさとみたけ応援基金につきましては607万1,000円というような格好で基金に属する現金があるわけですが、それらにつきましては、平成22年度決算書もちらっと見せていただきましたが、両方とも基金については利息がゼロというふうになっております。また、今回平成23年度の当初予算でそれぞれ財産収入ということで1,000円を上げ、積み立てということで1,000円を上げておりましたが、今回3月補正で△の1,000円ずつということで、利子が発生しなかったということでありましたが、例えば100万の預金すれば何がしかがつくと思うわけですが、そこら辺の見解について御回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（谷口鈴男君）**

会計管理者 藤木伸治君。

**会計管理者（藤木伸治君）**

それでは、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

それでは、まず基金の管理方法から説明させていただきます。

現在、御嵩町の基金は、御嵩町財政調整基金を初め14の基金があります。これらの基金は、以前は1基金ごとに1つの通帳で管理しておりましたが、2005年4月から始まりましたペイオフ対策として、そのうち12の基金を一括管理、1つの通帳で無利息型普通預金で管理することになりました。この無利息型普通預金とは、一般の普通預金とは違い、字のごとく無利息の普通預金で利息はつきません。しかし、預金保険法が定める決済用預金でありますから、預金保険制度によって全額が保証されるというものです。御質問のありました教育振興基金とふるさとみたけ応援基金は、この一括管理されている基金でございます。しかし、今現在、総額約20億円もの基金を無利子で管理しておくというのはもったいないという部分もありますので、多少なりともリスクを伴う可能性もなきにしもあらずですが、残高2,000万円以上の基金を対象に大口定期預金、大口定期預金といいますのは1,000万円を単位にしておりますが、この1,000万円から1億円を単位として、金融機関の動静等、管理運用状況を勘案しながら、1カ月から最高1年の大口定期預金にして収入を得ております。しかし、先ほど加藤議員もお話しされましたように、教育振興基金は約110万、みたけ応援基金は約600万ということで、1,000万の大口定期預金にならなかったため、今年度大口定期ではなく、通常の無利息型普通預金で管理したため、利息が発生しなかったということでございます。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

ペイオフの関係で2005年4月からということですが、ペイオフですと1,000万までの預金は確保されると。それを超えた部分で、銀行が破綻した場合は返ってこないということが言われておると思いますが、こういう少額基金の場合に大きな中に一括として入ってしまっておる。ただ、そういうところでの基金運用ができないということで、ちょっとおかしいと思うんです。少額であっても基金に属する現金があつて、ペイオフ等の対象にならない1,000万以下であれば、それなりに運用すべきであつて、別に取り出してやることも差し支えないんじゃないかと私は思うわけですが、2005年から今までですと12年ほどたつわけですが、基本的に再考される考えは今後ありますか、どうですか。

**議長（谷口鈴男君）**

会計管理者 藤木伸治君。

**会計管理者（藤木伸治君）**

おっしゃる部分もよく理解できますので、細かな数字のものにつきましても、今後は安全かつ有利な方法で管理運営をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第11号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

補正予算書10ページの保険給付費、出産育児一時金のその他、財源が変わっただけなんです  
が、その他が261万2,000円増額されていますが、この財源というのはどこから来ておるもので  
しょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

保険長寿課長 山田徹君。

**保険長寿課長（山田 徹君）**

伊崎議員の御質問にお答えいたします。

このその他の261万2,000円につきましては、8ページをごらんいただけませんかでしょうか。8ページの一番上でございますけれども、繰入金としまして一般会計からの繰入金でございますが、出産育児一時金の繰入金で261万2,000円、こちらの金額が入っておるといふ財源であります。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第12号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第13号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

補正予算書12ページ、地域支援事業費の関係で包括支援事業の事業費ですが、ここでいいますと、委託料等、まともに残るのが扶助費で一部残る程度で、あと事務費的なもの、報酬、旅費、役務費等すべて減額という対象になるわけですが、ここら辺で当初の見込み、包括支援事業の考え方等について、どのように考えてみえて、今こういうふうな状況なのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（谷口鈴男君）**

保険長寿課長 山田徹君。

**保険長寿課長（山田 徹君）**

加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらで、今御指摘がございましたとおり、報酬、旅費、役務費、この他の部分につきまして、当初見込んでおったものがすべて減額ということですが、包括支援センターの運営そのものにつきましては、委員報酬などにつきましても、ほかの委員さんと兼ねて協議を行っておるというようなことで、この委員会自体は開催しておりますけれども、ここからの報酬を出す必要がなかったとか、そういったものでございます。旅費につきましても、当初で包括支

援センターの業務としてよそへ行くというような事案も考えられますので組んでおりましたが、それがなかったと。役務費につきましてもですが、成年後見人制度につきましても、かなりPRもしておりますけれども、そういった要望がなかったということで、支出がなかったというようなことをごさいます。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第14号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第14号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

### 散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、13日に民生文教常任委員会、14日総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いをいたします。

次の本会議は3月16日午前9時より開会する予定であります。よろしくをお願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前11時02分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員